

第53期
定 時 株 主 総 会

招 集
ご 通 知

Ⅰ 開催日時

2020年6月26日（金曜日）午前10時

Ⅰ 開催場所

兵庫県姫路市下寺町43番地

姫路商工会議所 5階 501号室

（末尾の株主総会会場ご案内略図をご参照ください。）

Ⅰ 議 案

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 取締役7名選任の件

Ⅰ 目 次

第53期定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	3
連結計算書類	16
計算書類	19
監査報告	22
株主総会参考書類	28

【ご来場自粛検討のお願い】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続いております。

多くの株主の皆様が集まる株主総会は、集団感染のリスクがあります。議決権の行使は書面で行い、当日のご来場は感染の回避のため自粛をご検討ください。

なお、本総会における感染拡大防止のための対応は2ページをご確認ください。

証券コード 7444
2020年6月10日

株 主 各 位

兵庫県姫路市飾東町庄313番地
ハリマ共和物産株式会社
代表取締役社長 津 田 信 也

第53期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第53期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月25日（木曜日）午後5時20分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 兵庫県姫路市下寺町43番地
姫路商工会議所 5階 501号室
(末尾の株主総会会場ご案内略図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第53期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第53期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役7名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎本招集ご通知に添付すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.harimakb.co.jp>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載

しておりません。なお、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類には、本招集ご通知の添付書類に記載のもののほか、この「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」として表示すべき事項も含まれておりません。

- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

【新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための対応について】

- ◎新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、本定時株主総会におきましては、当日のご出席を見合わせ、書面により事前に議決権をご行使されますことを強くご推奨申し上げます。
- ◎株主総会当日のご出席を検討されている株主様におかれましては、株主総会当日の流行状況やご自身の体調を十分にご確認のうえ、マスク着用などの感染予防に最大限ご配慮いただきますようお願いいたします。
ご高齢の株主様、基礎疾患がおありの株主様、妊娠中の株主様、体調がすぐれない株主様は、当日のご出席について慎重にご判断いただきますようお願い申し上げます。
ご来場の株主様で体調がすぐれないようにお見受けした方には、お声かけのうえ、議場へのご入場をお控えいただくことがございますので、予めご了承くださいませようお願い申し上げます
- ◎株主総会当日の新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じ、アルコール消毒液の配備、スタッフのマスク着用等の感染拡大防止のための措置をとらせていただきます。
- ◎今後の状況により、株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.harimakb.co.jp>) でお知らせいたしますのでご確認ください。
- ◎昨年まで株主総会にご来場いただきました株主様にはお土産をご用意いたしておりましたが、諸般の事情により、本年より取り止めとさせていただきますことになりましたので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(2019年 4月 1日から
2020年 3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、米中の貿易摩擦や中国の景気後退などによる景気の下振れ懸念がある中でも雇用や所得の拡大は継続し、緩やかながら回復基調を維持していたものの、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大を受けて経済活動が急激に縮小し、今なお先の見えない状況となっております。

一方で当流通業界におきましては、人件費や物流コストの上昇を背景に企業の収益環境が悪化する中で、業種・業態を超えた企業間の競争も激しく、厳しい環境が継続しております。また昨年10月の消費税増税による消費マインドへの影響も引き続き懸念されることから、先行きは楽観できない状況となっております。

こうした状況下において、当社グループは卸売業として保有する商流・物流・商品開発・情報・金融等の機能のさらなる充実を図り、時代とともに変化する卸売業への要請に応えるべく、全社一丸となって取り組んでまいりました。中でも商流・物流のネットワーク構築を優先課題として、取引先の要望にスピーディに対応できる体制を整えるとともに、商流・物流一体となった総合的な流通サービスの提案を押し進めてまいりました。

上記の結果、当連結会計年度における当社グループの業績は、売上高は主要顧客への販売が堅調であったことから51,829百万円(前連結会計年度比7.5%増)となりました。利益面は、運送費や人件費などの経費の増加があったものの、売上高増加に伴う売上総利益の拡大が寄与して、営業利益は1,591百万円(前連結会計年度比1.1%減)、経常利益は1,757百万円(前連結会計年度比1.1%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は1,196百万円(前連結会計年度比0.2%減)と、前連結会計年度比でほぼ横ばいとなりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施いたしました当社グループの設備投資の総額(固定資産の取得に該当するもの)は978百万円でした。その主なものは、各物流センターの物流設備の増強(機械及び装置の取得)647百万円であります。その他、基幹システムの更新で47百万円、配送車両の購入で43百万円であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資に係る所要資金は、自己資金を充當いたしました。

(4) 対処すべき課題

今後の国内経済の見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により生産や消費の先行きが不透明な状況が継続すると思われれます。国内消費においても、昨年10月の消費税増税による消費マインドの冷え込みに加えて、今般の新型コロナウイルス感染症拡大を受けての生活防衛意識の高まりもあり、楽観できない状況となっております。その中で当流通業界においては、依然として続く人件費の上昇や物流費の高騰に加え、インターネット通販を含む小売業間の競争も激しさを増しており、当社を取り巻く経営環境は厳しい状態が続くと予想されます。

このような状況のもと当社グループは、卸売業が持つ様々な機能をより強化するとともに、商流・物流一体となった提案を推し進めることにより取引先の利益拡大に貢献し、またグループとしての収益の拡大を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、より一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移**① 企業集団の財産及び損益の状況の推移**

区 分	第50期 (2017年3月期)	第51期 (2018年3月期)	第52期 (2019年3月期)	第53期 (2020年3月期)
売上高(百万円)	45,121	46,967	48,230	51,829
経常利益(百万円)	1,774	1,940	1,737	1,757
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	1,186	1,345	1,198	1,196
1株当たり当期純利益(円)	220.84	250.54	223.12	222.67
純資産(百万円)	15,496	16,693	17,489	18,341
総資産(百万円)	23,785	24,501	24,817	26,459

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第50期 (2017年3月期)	第51期 (2018年3月期)	第52期 (2019年3月期)	第53期 (2020年3月期)
売上高(百万円)	43,020	45,126	46,232	49,647
経常利益(百万円)	1,706	1,832	1,615	1,565
当期純利益(百万円)	1,216	1,292	1,146	1,101
1株当たり当期純利益(円)	226.46	240.63	213.30	205.02
純資産(百万円)	14,362	15,501	16,242	16,994
総資産(百万円)	22,292	22,926	23,218	24,679

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社ブルーム	20百万円	100.0%	一般貨物自動車運送業

(注) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(7) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

当社グループは、主として日用消費財の卸売や、卸売業の機能を活かした物流業務受託を行っております。当社グループは卸売事業の単一セグメントであり、セグメントごとの記載をしておりません。

(8) 主要な営業所及び物流センター (2020年3月31日現在)

① 当社の主要な事業所

当社本社 兵庫県姫路市
 営業拠点 東京 (東京都台東区)、名古屋 (名古屋市北区)、
 大阪 (大阪市淀川区)
 物流センター 宮城 (宮城県加美郡)、下妻 (茨城県下妻市)、
 甲府 (山梨県甲府市)、川越 (埼玉県川越市)、
 大口 (愛知県丹羽郡)、小牧 (愛知県小牧市)、
 滋賀 (滋賀県長浜市)、高槻 (大阪府高槻市)、
 加西 (兵庫県加西市)、姫路 (兵庫県姫路市)、
 福崎 (兵庫県神崎郡)、鳥栖 (佐賀県鳥栖市)

② 主要な子会社の事業所

株式会社ブルーム

兵庫県姫路市、愛知県丹羽郡、大阪府高槻市、
兵庫県加西市

(9) 使用人の状況 (2020年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数 (人)	前連結会計年度末比増減 (人)
178 (643)	3増 (105増)

- (注) 1. 使用人数は就業人数であり、臨時使用人数は () 内に年間の平均人数を外数で記載しております。
2. 臨時使用人数が前期末と比べて105人増加しておりますが、その主な理由は、福崎物流センターでの業容拡大によるものです。

② 当社の使用人の状況

使用人数(人)	前事業年度末比増減 (人)	平均年齢	平均勤続年数
162 (418)	2増 (7増)	40.6歳	15.2年

- (注) 1. 使用人数は就業人数であり、臨時使用人数は () 内に年間の平均人数を外数で記載しております。
2. 平均年齢、平均勤続年数は、正社員のみを平均値を記載しております。
3. 臨時使用人数が前期末と比べて7人増加しておりますが、その主な理由は、福崎物流センターでの業容拡大によるものです。

(10) 主要な借入先 (2020年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社伊予銀行	210百万円
株式会社広島銀行	110百万円
株式会社三菱UFJ銀行	20百万円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2020年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 14,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 5,441,568株 (自己株式67,303株を含む)
 (3) 株主数 803名
 (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
津 田 物 産 株 式 会 社	1,818,280株	33.83%
株 式 会 社 西 松 屋 チ ェ ー ン	314,300株	5.84%
株 式 会 社 広 島 銀 行	195,360株	3.63%
ハ リ マ 持 株 会	189,740株	3.53%
津 田 信 也	159,120株	2.96%
株 式 会 社 み な と 銀 行	150,000株	2.79%
BBH FOR FIDELITY PURITAN TR: FIDELITY SR INTRINSIC OPPORTUNITIES F U N D	150,000株	2.79%
津 田 隆 雄	122,100株	2.27%
津 田 則 子	75,200株	1.39%
津 田 侑 紀	68,400株	1.27%

(注) 持株比率は、自己株式を控除して算出しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2020年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	津田隆雄	
代表取締役社長	津田信也	
常務取締役	中尾伸太郎	サードパーティ・ロジスティクス事業部長 株式会社ブルーム代表取締役 アットスタッフ株式会社代表取締役
取締役	三輪正俊	マネジメントサポート本部長
取締役	藤原稔也	ホールセール事業部長
取締役	前原啓二	公認会計士・税理士
常勤監査役	西川和紀	
監査役	山本美比古	弁護士
監査役	谷林一憲	弁護士

- (注) 1. 取締役前原啓二氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役山本美比古氏及び谷林一憲氏は、社外監査役であります。
 3. 2019年6月27日開催の第52期定時株主総会終結の時をもって、山口義隆氏は取締役を辞任いたしました。
 4. 当社は、取締役前原啓二氏、監査役山本美比古氏及び谷林一憲氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額
イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	7名 (1名)	154,290千円 (2,400千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	5名 (3名)	8,850千円 (4,800千円)
合 計	12名	163,140千円

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 取締役の報酬限度額は、1991年4月20日開催の第24期定時株主総会において年額200,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
 3. 監査役の報酬限度額は、1991年4月20日開催の第24期定時株主総会において年額20,000千円以内と決議いただいております。
 4. 上記の支給額には、以下のものが含まれております。
 ・当事業年度における役員退職慰労引当金の増加額29,044千円（取締役6名に対し28,594千円、監査役2名に対し450千円）。
 ・当事業年度における譲渡制限付株式報酬に係る費用計上額974千円（取締役3名に対し974千円）。

ロ. 当事業年度に支払った役員退職慰労金

2019年6月27日開催の第52期定時株主総会決議に基づき、同総会終結の時をもって退任した取締役及び監査役に対し支払った役員退職慰労金は以下のとおりであります。

- ・取締役1名に対し5,698千円
- ・監査役1名に対し1,200千円

ハ. 社外役員が子会社から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

(3) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

- ・取締役前原啓二氏は、当事業年度に開催された取締役会13回すべてに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
- ・監査役山本美比古氏は、当事業年度に開催された取締役会13回、監査役会6回すべてに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、議案審議等に必要の発言を適宜行っております。

- ・監査役谷林一憲氏は、2019年6月27日に監査役に就任以降、当事業年度に開催された取締役会10回、監査役会5回すべてに出席し、弁護士としての専門的見地から、議案審議等について必要な発言を適宜行っております。

招集し
通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	23,000千円
②当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28,750千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分していないため、上記金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

規程再整備に向けた文書化フェーズに関するアドバイザリー業務及び「収益認識に関する会計基準」の適用による会計方針の検討に関する助言・指導業務に対し、対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務並びに当該会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制についての決定内容は以下のとおりであります。

① 当社及び当社子会社の取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 誠実かつ公正な企業活動を通じて社会的責任を果たすとともに、社会生活においても法令・社会倫理等を遵守し、社会的規範に沿った良識ある行動をとるための行動規範を制定します。
- (2) コンプライアンスの確実な実行のため、代表取締役社長を委員長とした「コンプライアンス委員会」を設置し、その委員は当社グループの取締役並びに執行役員で構成し、遵守事項の審議、活動方針策定、コンプライアンスに反する事案の聴取、調査等を行います。
- (3) コンプライアンス推進部門は管理グループ総務人事チームとし、その推進責任者はマネジメントサポート本部長が務めます。その推進にあたっては、各事業部長を推進担当者とし、コンプライアンスに関する相談窓口、啓蒙活動、委員会への報告等をその役割とします。
- (4) 当社グループの取締役及び使用人により、コンプライアンスに反する行為または反する恐れがある場合は、通報窓口へ通報することとし、通報者が不利益な取り扱いを受けることがないように努めます。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役の職務執行に係る電磁的記録を含む文書、その他重要な情報を、別途定める「文書管理規程」に則り、適正に保存・管理します。
- (2) 取締役及び監査役は、常時これらの文書を閲覧できるものとします。

③ 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスク管理についての基本方針の決定、推進体制の整備等、全社的な統括業務はマネジメントサポート本部長が行います。

- (2) グループ会社を含めた事業部毎のリスク管理については、各事業部長をリスク管理に関する統括責任者とし、現規程を遵守するとともに、現規程以外に新たに発生したリスクについては、分析・評価した上で新たに規則・マニュアルの作成、研修の実施等を行い、事業部毎のリスク管理体制を確立します。
 - (3) 不測の事態が発生した場合に、迅速かつ適切な対応を行い、損害の拡大を防止し、被害を最小限に止めるための危機管理体制を整備します。
- ④ 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**
- (1) 毎月1回定例取締役会を開催し、経営に係る重要事項の決定と取締役の業務執行状況の監督等を行います。
 - (2) 各取締役の業務執行については、取締役会規則及び業務分掌規程並びに職務権限規程に基づき権限と責任等を明確にし、適正かつ効率的に業務が行われる体制とします。
- ⑤ 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**
- (1) 当社及び子会社から成る企業集団の管理は、別途定める「関係会社管理規程」に則り、マネジメントサポート本部長が統括します。
 - (2) 当社の取締役等がグループ会社の役員に就任し、情報の共有を図るとともに、グループ会社の経営に関する監督機能及び経営管理体制の強化を図ります。
 - (3) 当社内部監査室は、グループ会社の業務執行状況、法令・社内規程の遵守状況及びリスク管理状況等の内部監査を実施します。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**
- 監査役及び監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は必要に応じて使用人を配置します。
- ⑦ 監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**
- (1) 監査役を補助すべき期間中、監査役職務を補助すべき使用人の指揮権は監査役に移譲するものとします。
 - (2) 監査役職務を補助すべき使用人に対する人事異動、人事評価、懲戒処分等については、監査役の同意を要するものとします。

⑧ 当社及び当社子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

- (1) 監査役は当社及び当社子会社の取締役会その他の重要な会議において、経営及び業務上の重要な事項の報告を受けるものとします。
- (2) 当社及び当社子会社の取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実、不正行為並びに法令及び定款違反行為を発見した場合は、速やかに監査役に報告するものとします。

⑨ 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の監査役へ報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止します。

⑩ 当社の監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について生じる費用の前払い等を請求したときは、当該監査役職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとします。

⑪ その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、適正な職務遂行のために会計監査人、当社及び当社子会社の取締役と情報交換に努めるとともに、代表取締役と定期的に会合を持ち、相互の意思疎通を図ります。

⑫ 財務報告の適正性を確保するための体制

当社は、当社グループの財務報告に関する信頼性を確保するため、財務報告に係る適正な内部統制システムを整備するとともに、その整備及び運用状況を継続的に評価し、必要があれば速やかに是正措置を行うものとします。

⑬ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況

- (1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
「コンプライアンス行動基準」に反社会的勢力との関係を一切遮断する旨を規定しており、これらの勢力と一切関係を持ちません。
- (2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況
当社は企業防衛協議会に加盟し、関連情報を収集して不測の事態に備えるとともに、反社会的勢力から接触を受けたとき、不当な要求等を受けたときは、ただちに警察等しかるべき外部機関と連携して組織的に対処いたします。その対応は管理グループ総務人事チームが統括して行います。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

毎月1回定例取締役会を開催（当期は13回開催）し、経営方針及び経営戦略に係る重要事項の迅速な意思決定を行うとともに、各取締役の業務執行状況の監督を行っております。

監査役は、監査役会で定めた監査方針、監査計画等に基づいて監査を実施し、取締役会に出席するほか、取締役、内部監査室等からその職務執行状況を聴取し、重要な計算書類等を閲覧し、取締役の職務執行に関する不正の行為、法令・定款に違反する行為等を監視しております。

法令・社会倫理等を遵守し、社会的規範に沿った良識ある行動をとるための行動規範である「コンプライアンス行動基準」を制定しており、入社時に使用人全員に「誓約書」の提出を求めるとともに、新事業年度開始時に全役職員に回覧して周知しております。

内部監査室は、監査計画に基づいて、内部統制の整備・運用状況の評価を行うとともに、リスク管理状況等の内部監査を実施しております。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	[14,650,434]	【流動負債】	[7,064,055]
現金及び預金	2,608,444	支払手形及び買掛金	4,992,345
受取手形及び売掛金	8,246,670	短期借入金	380,000
電子記録債権	1,038,649	未払法人税等	270,892
商品の他	2,162,005	賞与引当金	78,639
貸倒引当金	594,664	その他の他	1,342,177
	△0	【固定負債】	[1,054,418]
【固定資産】	[11,809,443]	再評価に係る繰延税金負債	225,761
(有形固定資産)	(8,899,459)	役員退職慰労引当金	327,976
建物及び構築物	2,802,745	退職給付に係る負債	432,684
機械装置及び運搬具	1,627,653	その他の他	67,995
工具、器具及び備品	164,270	負債合計	8,118,473
土地	4,304,789	純資産の部	
(無形固定資産)	(104,138)	【株主資本】	[18,274,577]
ソフトウェア	88,945	資本金	719,530
その他の他	15,193	資本剰余金	750,988
(投資その他の資産)	(2,805,845)	利益剰余金	16,862,102
投資有価証券	1,417,107	自己株式	△58,043
長期貸付金	2,355	【その他の包括利益累計額】	[55,020]
繰延税金資産	237,156	その他有価証券評価差額金	117,663
その他の他	1,162,375	土地再評価差額金	△62,642
貸倒引当金	△13,150	【非支配株主持分】	[11,806]
資産合計	26,459,878	純資産合計	18,341,404
		負債・純資産合計	26,459,878

(注)金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2019年 4 月 1 日から)
(2020年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	51,829,643
売上原価	45,443,566
売上総利益	6,386,077
販売費及び一般管理費	4,794,493
営業利益	1,591,584
営業外収益	166,692
受取利息及び配当金	44,196
業務受託手数料	37,242
保険解約返戻金	35,260
持分法による投資利益	12,401
その他	37,590
営業外費用	1,221
支払利息	1,221
経常利益	1,757,055
税金等調整前当期純利益	1,757,055
法人税、住民税及び事業税	574,783
法人税等調整額	△19,024
法人税等合計	555,758
当期純利益	1,201,296
非支配株主に帰属する当期純利益	4,613
親会社株主に帰属する当期純利益	1,196,682

(注)金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2019年 4 月 1 日から
2020年 3 月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	719,530	750,988	15,869,643	△57,982	17,282,179
当連結会計年度変動額					
剰 余 金 の 配 当			△204,223		△204,223
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			1,196,682		1,196,682
自 己 株 式 の 取 得				△60	△60
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	—	—	992,459	△60	992,398
当連結会計年度末残高	719,530	750,988	16,862,102	△58,043	18,274,577

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			非 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 金 差 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当連結会計年度期首残高	262,654	△62,642	200,012	7,192	17,489,384
当連結会計年度変動額					
剰 余 金 の 配 当					△204,223
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益					1,196,682
自 己 株 式 の 取 得					△60
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額(純額)	△144,991		△144,991	4,613	△140,378
当連結会計年度変動額合計	△144,991	—	△144,991	4,613	852,020
当連結会計年度末残高	117,663	△62,642	55,020	11,806	18,341,404

(注)金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	[13,466,472]	【流動負債】	[6,665,829]
現金及び預金	2,286,423	電子記録債務	62,073
受取手形	9,577	買掛金	4,933,483
電子記録債権	480,506	短期借入金	380,000
売掛金	7,931,509	未払法人税等	209,612
商品の他	2,162,005	賞与引当金	66,691
貸倒引当金	596,449	その他	1,013,969
	△0	【固定負債】	[1,018,568]
【固定資産】	[11,212,574]	再評価に係る繰延税金負債	225,761
(有形固定資産)	(8,273,059)	退職給付引当金	396,835
建物	2,670,872	役員退職慰労引当金	327,976
構築物	72,747	その他	67,995
機械及び装置	1,203,686	負債合計	7,684,398
車両運搬具	53,653	純資産の部	
工具、器具及び備品	162,425	【株主資本】	[16,939,628]
土地	4,109,674	資本金	719,530
(無形固定資産)	(96,928)	資本剰余金	750,988
電話加入権	4,636	資本準備金	690,265
ソフトウェア	82,839	その他資本剰余金	60,723
その他	9,452	自己株式処分差益	60,723
(投資その他の資産)	(2,842,586)	利益剰余金	15,527,153
投資有価証券	1,343,536	利益準備金	179,882
関係会社株式	49,389	その他利益剰余金	15,347,271
出資	43	別途積立金	13,800,000
従業員長期貸付金	2,067	繰越利益剰余金	1,547,271
関係会社長期貸付金	100,000	自己株式	△58,043
繰延税金資産	227,185	【評価・換算差額等】	[15,020]
その他の他	1,133,512	その他有価証券評価差額金	117,663
貸倒引当金	△13,150	土地再評価差額金	△62,642
資産合計	24,679,046	純資産合計	16,994,648
		負債・純資産合計	24,679,046

(注)金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2019年 4 月 1 日から
2020年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	49,647,878
売 上 原 価	43,605,061
売 上 総 利 益	6,042,816
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	4,724,606
営 業 業 外 利 益	1,318,210
営 業 業 外 収 益	248,550
受 取 利 息	13,659
受 取 配 当 金	118,394
業 務 受 託 手 数 料	47,166
保 険 解 約 返 戻 金	33,714
そ の 他	35,614
営 業 業 外 費 用	1,221
支 払 利 息	1,221
経 常 利 益	1,565,539
税 引 前 当 期 純 利 益	1,565,539
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	460,000
法 人 税 等 調 整 額	3,685
法 人 税 等 合 計	463,685
当 期 純 利 益	1,101,854

(注)金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2019年 4 月 1 日から
2020年 3 月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本											自 株	己 式	株 資 合	主 本 計
	資 本 金	資 本			利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金			利 剰 余 金 計	益 金 計				
		資 準 備 金	本 金	そ の 他 資 剰 余 金	資 剰 余 金 計	利 準 備 金	益 金	そ の 他 剰 余 金							
								利 益 剰 余 金 計	利 益 剰 余 金 計						
当 期 首 残 高	719,530	690,265	60,723	750,988	179,882	12,800,000	1,649,640	14,629,522				△57,982	16,042,058		
当 期 変 動 額															
別途積立金の積立て						1,000,000	△1,000,000	—					—		
剰余金の配当							△204,223	△204,223					△204,223		
当 期 純 利 益							1,101,854	1,101,854					1,101,854		
自己株式の取得												△60	△60		
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)															
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	—	1,000,000	△102,369	897,630				△60	897,569		
当 期 末 残 高	719,530	690,265	60,723	750,988	179,882	13,800,000	1,547,271	15,527,153				△58,043	16,939,628		

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	土 地 再 評 価 差 額 金	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高				16,242,070
当 期 変 動 額	262,654	△62,642	200,012	
別途積立金の積立て				—
剰余金の配当				△204,223
当 期 純 利 益				1,101,854
自己株式の取得				△60
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△144,991		△144,991	△144,991
当 期 変 動 額 合 計	△144,991	—	△144,991	752,578
当 期 末 残 高	117,663	△62,642	55,020	16,994,648

(注)金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月13日

ハリマ共和物産株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
神戸事務所

指定有限責任社員 公認会計士 森村圭志 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 矢倉幸裕 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ハリマ共和物産株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ハリマ共和物産株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月13日

ハリマ共和物産株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
神戸事務所
指定有限責任社員 公認会計士 森村圭志 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 矢倉幸裕 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ハリマ共和物産株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第53期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

2020年5月14日

ハリマ共和物産株式会社

代表取締役社長 津田 信也 殿

ハリマ共和物産株式会社 監査役会

常勤監査役 西川 和紀 ㊞

社外監査役 山本 美比古 ㊞

社外監査役 谷林 一憲 ㊞

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第53期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、内部留保を充実しつつ、安定的な配当の継続に努めることを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、この基本方針を堅持しつつ、利益水準や配当性向を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金38円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は204,222,070円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月29日といたしたいと存じます。

2. その他の剰余金の処分に関する事項

① 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 1,000,000,000円

② 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 1,000,000,000円

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化のため1名を増員し、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

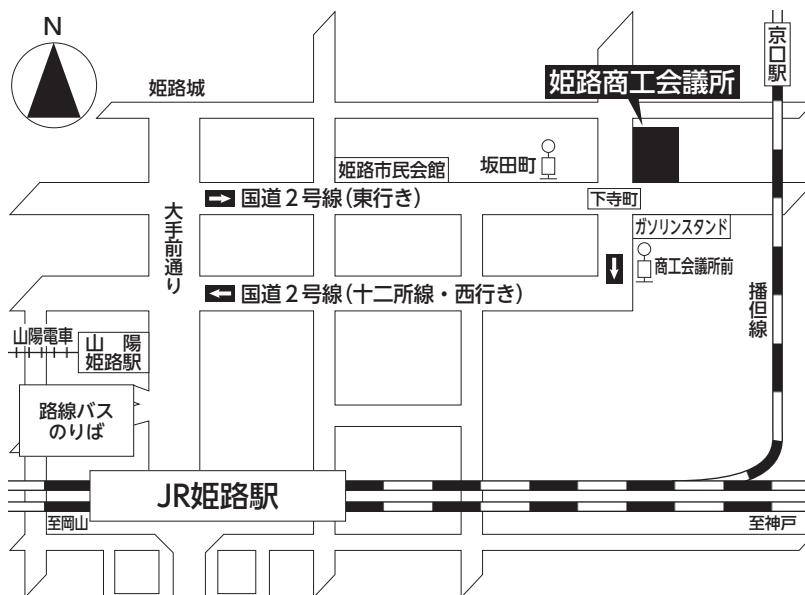
候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	津田隆雄 (1951年2月13日生)	1976年4月 当社入社 1979年4月 当社取締役 1980年2月 当社常務取締役 1990年2月 当社代表取締役専務 1993年12月 当社代表取締役専務、管理本部長 2000年6月 当社代表取締役社長 2016年6月 当社代表取締役会長（現任）	122,100株
2	津田信也 (1957年3月16日生)	1982年1月 当社入社 1984年5月 当社取締役 1987年4月 当社取締役、仕入企画部長 1990年2月 当社常務取締役、商品本部長 1995年4月 当社常務取締役、管理部門管掌 2000年6月 当社代表取締役副社長 2016年6月 当社代表取締役社長（現任）	159,120株
3	中尾伸太郎 (1960年1月8日生)	1982年3月 当社入社 2012年6月 株式会社ブルーム執行役員、統括マネージャー 2015年4月 当社執行役員、サードパーティ・ロジスティクス事業部長 2015年6月 当社取締役、サードパーティ・ロジスティクス事業部長 2019年6月 当社常務取締役、サードパーティ・ロジスティクス事業部長（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社ブルーム代表取締役 アットスタッフ株式会社代表取締役	16,300株
4	三輪まさ俊 (1960年9月5日生)	1983年4月 当社入社 2011年4月 当社マネジメントサポート本部長 2012年6月 当社執行役員、マネジメントサポート本部長 2016年6月 当社取締役、マネジメントサポート本部長（現任）	5,900株
5	藤原稔也 (1966年8月1日生)	1991年4月 当社入社 2016年6月 当社執行役員、ホールセール事業部統括マネージャー 2018年4月 当社執行役員、ホールセール事業部長 2019年6月 当社取締役、ホールセール事業部長（現任）	6,400株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
6	まえ 原 啓 二 (1963年2月2日生)	1987年9月 監査法人中央会計事務所入所 1991年3月 公認会計士登録 2000年1月 前原会計事務所開設(現在に至る) 2011年4月 当社仮監査役 2011年6月 当社社外監査役 2014年6月 当社社外取締役(現任)	一株
※7	つち 屋 匡 輝 (1981年7月18日生)	2012年10月 当社入社 2017年4月 当社サードパーティ・ロジスティクス事業部物流管理第2グループグループマネージャー 2019年6月 当社執行役員サードパーティ・ロジスティクス事業部物流管理第2グループグループマネージャー(現任)	20,000株

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 前原啓二氏は、社外取締役候補者であります。
4. 前原啓二氏を社外取締役候補者とした理由は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に直接関与した経験はございませんが、公認会計士・税理士として培われた会計の専門家としての見識を活かし、中立的な立場から職務を全ういただけると判断したからであります。
5. 他の6名は社外取締役以外の取締役候補者であり、取締役としてふさわしい人格・識見を有し、当社及びグループの各事業について豊富な知識と経験を有すること、経営判断能力、経営執行力が優れていることから、持続的な企業価値向上のために適切な人材と判断し、それぞれ候補者といたしました。
6. 前原啓二氏は、現在当社の社外取締役であります。その在任期間は、本総会終結の時をもって6年であります。
7. 当社は、前原啓二氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

株主総会会場ご案内略図

会場 兵庫県姫路市下寺町43番地
姫路商工会議所 5階 501号室
TEL 079-223-6551



【交通機関】

J R 姫路駅より北バスターミナル

- ⑮のりば 夕陽ヶ丘、鹿島神社行き
坂田町バス停下車、東へ約150m
- ⑯のりば 商工会議所前経由日出町行き
商工会議所前バス停下車、北へ約100m